

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公開番号】特開2009-56627(P2009-56627A)

【公開日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2007-224021(P2007-224021)

【国際特許分類】

B 41 J 2/05 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 103B

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月30日(2010.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

溶断の有無によって情報を記憶可能なヒューズを備えたインクジェット記録ヘッド用基板において、

少なくとも2つの前記ヒューズに対して共通に接続されて通電路を閉成する駆動回路と

、
前記溶断による前記情報の記憶および該情報の読み出しとを行うために、各々の前記ヒューズに対する前記通電を選択的に行うための電極パッドと、
を備えたことを特徴とするインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項2】

複数の前記ヒューズが、積層された複数の膜層に形成されていることを特徴とする請求項1に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項3】

前記複数の膜層のうち上部の前記膜層に設けられた前記ヒューズは、下部の前記膜層に設けられた前記ヒューズよりも小さいエネルギーで情報の記録が可能であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項4】

前記複数の膜層に設けられた前記複数のヒューズは、前記基板の厚み方向に重ならないように配置されていることを特徴とする請求項2または請求項3に記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項5】

通電に応じ、インクを吐出するために利用される熱エネルギーを発生する電気熱変換素子を備え、前記ヒューズは、前記電気熱変換素子と同一の材料で形成されていることを特徴とする請求項1ないし請求項4のいずれかに記載のインクジェット記録ヘッド用基板。

【請求項6】

請求項1ないし請求項5のいずれかに記載のインクジェット記録ヘッド用基板を備えたことを特徴とするインクジェット記録ヘッド。